

うきは市告示第9号

平成30年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年2月21日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成30年3月2日(金) 午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鏑水 英一君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
諫山 茂樹君	岩佐 達郎君
大越 秀男君	高山 敏枝君
三園三次郎君	藤田 光彦君
櫛川 正男君	

○3月2日に応招した議員

○3月5日に応招した議員

○3月6日に応招した議員

○3月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

平成30年3月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年3月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第1号から議案第35号まで35件、請願第1号1件、陳情第2号から陳情第3号まで2件)
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・水資源対策特別委員会・議会改革特別委員会)
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(うきは市税条例の一部改正について)
- 日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について)
- 日程第10 議案第4号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第5号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第6号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第16号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第15 議案第27号 うきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第28号 うきは市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第31号 うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第32号 うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第33号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第34号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第35号 うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 予算特別委員会の設置について
- 日程第23 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第24 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第35号まで35件、請願第1号1件、陳情第2号から陳情第3号まで2件）
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・水資源対策特別委員会・議会改革特別委員会）
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（うきは市税条例の一部改正について）
- 日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
（うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について）
- 日程第10 議案第4号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第5号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第6号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第16号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第15 議案第27号 うきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第28号 うきは市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第31号 うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第32号 うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第33号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第34号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第35号 うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 予算特別委員会の設置について
- 日程第23 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第24 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君

総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（榊川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから平成30年第1回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（榊川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に9番、諫山茂樹議員、10番、岩佐達郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（榊川 正男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月20日までの19日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月2日から3月20日までの19日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（**榎川 正男君**） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告を申します。

お手元に配付しています諸般の報告文書をごらんください。

12月25日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議等が開催されていますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） おはようございます。議員の皆様には、常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。

第1回定例会は、新年度当初予算を御審議いただく議会であります。あわせて補正予算の審議や条例の廃止並びに一部改正などの各種案件についても御提案を申し上げます。御審議に先立ちまして、昨年12月定例会閉会后、本日までの重立った事業等について御報告をさせていただきます。

12月21日、道の駅うきは敷地内に整備された防災拠点施設と復元整備しました野外円形劇場のお披露目を開催いたしました。防災拠点施設につきましては、国土交通省によって防災広場や防災パーゴラなどの施設が整備されたもので、今後、道の駅うきはがこれまで以上に災害時の防災拠点としての機能を発揮することが期待されます。野外円形劇場につきましては、大正12年に安元知之医師と、彼のもとに集まった青年たちにより結成された、日本初とも言われる農民劇団「嫩葉会」の活動の跡を記すものであり、その保存と活用を図るために整備を行ったものであります。

1月7日、吉井中学校で消防出初め式を、白壁ホールで成人式を開催しました。議員の皆様におかれましては、新年のお忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございました。

1月10日、東京2020オリンピック・パラリンピックを盛り上げるために、全国各地をめぐるフラッグツアーがうきは市を訪れ、市役所や千草保育園などにおいてフラッグの展示などが行われました。うきは市は朝倉市からフラッグを引き継ぎ、その後は東峰村へと引き継がれています。先日閉会いたしました韓国・ピョンチャンでの冬季オリンピックにおいて、過去最高のメダル数を獲得した日本代表選手の活躍により、国内でもオリンピック機運が高まっております。2年後の東京開催の折には、うきは市への観光客もふやしていけるよう、さらなる努力をさせていただきます。

1月22日、三春工業団地で森永食研株式会社うきは工場の起工式が行われました。医療・介

護給食等の食品製造、加工販売を行う同社は、昨年、三春工業団地への進出が決まり、ことしの夏の事業開始に向けて、九州全域をカバーできる生産拠点として、うきは工場の新築工事に着工したところでございます。

1月23日、東京・新橋にありますアンテナショップ「福岡久留米館」においてトップセールスを行いました。首都圏に在住のうきは市出身の方や、うきはにゆかりのある方々約30名にお集まりをいただき、首都圏とのつながりづくりを目的とし、移住・定住、ふるさと納税に関するPRなどとあわせて、うきは産のイチゴや冷蔵柿の試食、販売活動を行ってまいりました。

1月26日、市役所において、うきは市の安全・安心のブランド化に向けた講演会を行いました。うきは警察署の小洞副署長より、うきは市内の刑法犯認知件数が福岡県下で最少であることなどを職員に対して御説明をいただいたところであります。今後、数値的な根拠に基づく安全・安心なまちという、うきは市のブランド力を有効に活用しながら、まちづくりを展開していきたいと考えております。

同じく1月26日に、市役所において支えあいのまちづくりフォーラムを行いました。各自治協議会の役員や民生委員協議会などの団体の方々にお集まりをいただき、年齢や障害を問わず、誰もが安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内各地区で行われている取り組みの発表や地域ごとの課題などについて、住民目線で意見交換が行われました。

1月30日、うきは市民センターにおいて、JAにじとの共催により、男女共同参画推進事業の講演会とパネルディスカッションを開催いたしました。朝倉市、杷木地域や東峰村で活躍する女性たちによるパネルディスカッションなどを通し、九州北部豪雨災害から半年が経過した今、被災地に隣接したうきは市にできる息の長い支援のあり方などを考える機会となりました。

2月3日、町並み交流館商家のレストランにおいて、うきはテロワールの魅力を引き出す試食イベントが開催されました。これは「料理通信」という雑誌と連携した企画であり、うきは産の柿、流川蓮根、豚肉、ほたる米などの地元食材をふんだんに使用したフランス料理を、今、福岡で最も予約がとりにくいと言われている人気フレンチ店の福山剛シェフに調理をいただき、その雑誌の読者の方およそ30名に味わっていただきながら、うきはテロワールの魅力をPRしました。

2月5日から3週間の間に、オランダ人女性2名の劇団により市内の保育園等をめぐる公演が行われました。これは、市が進めてきたオランダとの国際交流と子供の感性教育を組み合わせた初の取り組みで、子供たちにも自然に入り込めるよう音楽と動きが中心の劇であり、海外のアーティストによる公演を直接体験することで、子供たちの英語や外国への興味にもつながる効果なども期待をされているところであります。

2月11日、うきは市内において多くのイベントが同時開催されました。

まず、第13回うきは市民ロードレースを開催いたしました。ことしは、駅伝の部には30チーム150名の方々が、小学生マラソンには600名の参加をいただきました。当日はとても気温が低く、インフルエンザによる欠場者もいらっしゃいましたが、参加された選手の皆さんの熱気にあふれたすばらしい大会になったと思います。

また、第26回筑後吉井おひなさまめぐりの初日でもあり、観光会館「土蔵」においてオープニングイベントが開催されました。前夜祭として、夜のおひなさまめぐりをことし初めて開催し、参加者にはちょうちん片手に夜のおひなさまと町歩きを楽しんでいただきました。

さらに、御幸自治協議会主催のみゆきマルシェや、毎年恒例である、いそのさわ蔵開きなども同時開催され、うきは全域で大人から子供まで大いににぎわう1日となりました。

2月15日、みやま市において福岡県市長会南ブロック会議が開催され、特別講演では、元東大阪市長であり、大阪経済法科大学アジア研究所客員教授の松見正宣先生より、「自治体職員に求められる歴史認識」と題して、御自身の経験に基づく日韓の歴史認識や文化の違いについてのお話を伺いました。

2月16日、うきは市民センターにおいて、自殺対策プロジェクト特別講演会を開催いたしました。講師に、自死遺族による団体「リメンバー福岡」代表の小早川慶次氏をお招きし、自殺により家族を亡くされた体験などを通し、身近な人を突然亡くすということ、そのような経験をされた方への接し方などについてお話を伺いました。自殺者の数が全国的に減少傾向にある中、残念ながら、うきは市では依然として高い数字で推移をしております。自殺に追い込まれていく命を、みんなでつながりながら守っていく取り組みを引き続き進めたいと考えております。

2月21日、吉井小学校において、白壁の町並みの手づくり観光マップの発表が行われました。吉井小学校では、ICT教育の一環として地元小学校と連携した観光ルートづくりに取り組んでおり、5年生が総合学習、観光教育プロジェクトの中で、お勧めの観光ルートをまとめた観光マップを作成しております。それらが実際にアプリに掲載され、観光情報として活用されることで、子供たちの学習意欲の向上と、さらにはふるさとを愛する気持ちにつながっていることを願っております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（榎川 正男君） 以上で行政報告は終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（榎川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第35号まで35件、請願第1号1件、陳情第2号から陳情第3号まで2

件を上程いたします。

日程第5. 市長の施政方針について

○議長（榎川 正男君） 日程第5、市長の施政方針について。

市長より説明がありますので、これを受けることにいたします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 安倍首相は、ことし1月の通常国会における施政方針演説の冒頭、日本は少子・高齢化という国難とも呼ぶべき危機に直面していると述べられました。うきは市も、少子・高齢化、人口減少という厳しい現実に対峙をしております。私たちは、これまでにない発想で、より個性と活力あるまちづくりを進めていくために果敢にチャレンジしていくことが求められております。

そのため、私は、第2次うきは市総合計画、うきは市ルネッサンス戦略、そして、うきは市教育大綱をまちづくりの柱と位置づけ、平成30年度も粉骨砕身の覚悟で、うきは市の将来像である「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」の実現に努めてまいります。

さて、平成30年度は、うきは市にとりましても次のような大きな動きが予定をされているところであります。

最初に、福岡県が建設中の主要地方道八女香春線合瀬耳納トンネルの開通であります。

平成8年10月に当時の浮羽町と星野村との間で期成会を発足し、要望活動を続けてきたものであります。平成19年度から各種調査・測量等が行われ、平成26年3月に本体工事に着手。そして、ようやく平成30年度中には開通の運びとなっています。

合瀬耳納トンネルの開通は、うきは市、八女市のみならず、県南、県東部を初め、北九州市、さらには大分県、熊本県への経済波及効果をもたらすものと確信をしております。自然や歴史、農林業など共通する部分も多い八女市とは、トンネル開通を契機に、なお一層の連携強化を進め、フルティールランド構想の実現に邁進してまいります。

次に、久留米・うきは工業用地造成事業の分譲開始であります。

J R南側のうきは市域第1期工事分12ヘクタールについて、昨年7月の九州北部豪雨の影響により工事開始がおくれていたものの、本年秋口には造成が完了し、30年度内の分譲が可能になる予定であります。また、J R北側の第2期工事も、平成31年度完成に向け、平成30年度から造成工事が進められる予定であります。

さらに、昨年8月に三春工業団地への立地協定を締結した森永食研株式会社は、うきは工場の6月完成、7月稼働に向け着々と準備を進めております。医療・介護に特化した給食を製造し、福岡、熊本を初め、九州一円へ事業展開を行う拠点となる予定であります。

これら企業誘致の取り組みが、特に若い皆さんの新たな雇用の創出につながり、地方創生を進

める上での大きな起爆剤となることを期待しております。

次に、新たな生涯学習センターの整備であります。

公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した生涯学習センターとムラおこしセンターを統合するとともに、吉井校区のコミュニティセンターとの複合施設として、平成30年度の工事着手・完成を目指しております。工事に当たっては、街なみ環境整備促進区域内の施設であることから、街なみ環境整備事業の交付金を活用して、地域のシンボルとなるような生涯学習の拠点施設の整備を進めてまいります。

次に、昭和47年に開校しました姫治小学校を今月末に閉校させていただきます。学習指導要領の改定などを踏まえ、地域の皆様、保護者の皆様と協議を重ね、46年間の歴史に幕を閉じ、御幸小学校に統合することになります。

小・中学校統合支援事業の指定を受けまして、平成30年度から3年間は、統合先の御幸小学校に教員1名を加配することができます。姫治小学校の児童がよりよい学校生活を過ごすことができるよう、しっかりと支援してまいります。また、学校跡地を含めた地域の援興策についても、知恵を出し合い、地域とともに検討してまいります。

最後に、新川・田籠地区の文化的景観の選定であります。

新川・田籠地区については、平成24年7月に国の重要伝統的建造物群保存地区としての選定を受け、地域の歴史的環境の保全に取り組んでおります。同時に、その歴史的価値を後世に確実に継承することを目的に、文化的景観の選定事務を進めてまいりました。

平成30年度中の選定が予定されており、選定を受ければ、同一地区における伝統的建造物群保存地区と文化的景観地区の認定は我が国初であり、全国的にも大いに注目されるところであります。新川・田籠地区が今まで大切に守り伝えてきた景観や暮らし、なりわいを文化財として守り、地域の活性化につなげてまいります。

平成30年度の当初予算につきましては、これらの動きとあわせまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4年目に当たることから、地方創生の充実・強化を初め、諸課題の対応に取り組むため、総額で164億2,376万5,000円の予算を組ませていただきました。平成29年度と比較しますと3億1,825万2,000円の増、率では2.0%の伸びとなり、過去最大の予算規模になります。

その最も大きな要因は、社会教育の新たな拠点となる生涯学習センターの整備であります。工事費、備品購入費等の関連予算は11億3,108万4,000円を計上しております。街なみ環境整備事業の交付金と合併特例事業債を活用して実施してまいります。

今回の予算編成に当たっては、生涯学習センター整備による社会教育の充実に、学校教育、幼児教育を加えたところの総合教育の推進、さらには子ども・子育て支援、健康増進等を重点課題

と位置づけ、具体的には次のような事業に取り組むこととしております。

まず、小学校外国語活動への支援を充実させます。

2020年度の学習指導要領改訂では、これまでの知識偏重型から脱却し、思考力や表現力を主体的に育むアクティブラーニングを重視する方針で、その一つに英語教育の強化が挙げられております。現在、正式な教科ではない外国語活動として実施している小学校英語の開始時期は、現在の5年生から3年生に前倒しされ、5年生からは教科に格上げされる予定であります。そのため、平成30年度はALTの小学校派遣に加えて、日本人講師1名を各小学校へ月1回程度派遣をいたします。これにより、小学校教員との指導方法等に関する深いコミュニケーションを可能にします。さらに、教員の疑問や要求に対しても、ダイレクトな対応を可能にして教員の指導力の向上を図ります。これらに係る予算は、後で述べますリトミック教育と合わせて677万円を計上しており、地方創生推進交付金を活用して実施します。

小学校・中学校におけるタブレットを使ったICT教育には、4,934万1,000円を計上しております。平成30年度は、中学校用として103台のタブレットを購入します。児童・生徒の興味や関心を最大限に活用し、学ぶ意欲を喚起することなどを目的に、平成28年度から順次整備を行ってまいりましたが、これにより小・中学校のICT環境が整うこととなります。県下でもトップクラスの環境整備であり、平成29年度からは3カ年間、千年小学校が県教育委員会の研究指定・委嘱校になっております。このようなすぐれた環境を生かして、今後も子供たち一人一人の能力や特性に応じた学びと、子供たち同士が教え合い、学び合う協働的な学びを積極的に推進してまいります。

幼児教育に関しましては、平成30年度から木育支援事業として124万2,000円を計上しております。12カ月の乳児健診の際に、地域材を使った木製の食器または知育玩具をプレゼントする取り組みを始めるものであります。幼いころから木に親しむことで、自然を大切にする心を育むとともに、好奇心旺盛な乳児の健全な発育を促進してまいります。

保育園児・幼稚園児には、引き続きリトミック教育を推進します。リトミック教育とは、子供たちが音楽に触れ、何かを感じ、そして、それを表現することで、情操教育や音感教育、生活習慣を身につける教育であります。子供たちが持つ潜在的な基礎能力にリトミック教育を通して刺激を与えることで、身体的、感覚的、知的にすぐれた子供たちの育成を目指してまいります。あわせて、地方創生推進交付金を活用して行うアーティスト・イン・レジデンス事業を活用して、幼少期の豊かな発想や文化的感性を育ててまいります。

平成30年度の地方創生推進交付金を活用した事業については、事業費ベースで2億1,286万3,000円の予算を計上させていただきました。主なものとして、うきはテロワールプロモーション事業では、昨年度に引き続き事業者から提案を受け、うきは市ホームページの一部改

良を含めた、うきはテロワール認知度の向上を図ります。

観光総合プロモーション事業では、映画の撮影場所誘致や撮影支援を行う、いわゆるフィルム・コミッションによる地域活性化、観光振興を進めます。

森林・温泉連携による健康産業創出事業では、筑後川温泉、吉井温泉の観光パンフレットを作成するとともに、滞在ツアーメニューの実用化に向けた取り組みや、杉、ヒノキ製品を活用した温泉施設のブランディング化を検討いたします。

森林健康アウトドアビジネス構築事業では、森林セラピーのPR動画を作成するとともに、企業向けの森林セラピーモニターツアーを実施します。森林セラピーを活用したメンタルヘルスケアなど、企業向けの研修事業を積極的に取り込み、温泉利用者の拡大にもつなげてまいります。

農的空間整備事業では、屋形古墳群の広場や散策路の実施設計を行い、歴史的資源を活用した観光のまちづくりを推進してまいります。

木材産業活性化プロモーション事業では、流通・木材加工分野におけるうきはブランド化や森林認証の取り組みを推進します。

その他、母子保健対策事業では、次の新規事業に総額1,257万5,000円を計上して子育て環境の充実を図ります。

産前・産後のサポート事業として、母子の健康をテーマにした講演会を開催します。

次に、口腔疾患に罹患しやすい時期にある妊婦を対象とした歯科健診費用を助成いたします。

次に、出産後3日以内に行う新生児聴覚検査費用を助成いたします。

次に、産婦に対して産後2週目、1カ月目に行う健診費用を助成します。

次に、乳幼児の重症胃腸炎の主要な原因菌でありますロタウイルス予防接種を助成いたします。

次に、1歳時に受けるおたふく風邪の任意予防接種費用を助成いたします。

健康増進事業では、新たに60万7,000円を計上させていただき、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に、歯周疾患健診の費用を助成して生活習慣病予防にもつなげてまいります。

食育推進事業では、新たに79万1,000円を計上させていただき、食と農と健康まつりに合わせて、食育推進のためのシンポジウムを開催するとともに、食育アドバイザー養成のための講座を開催いたします。

姫治地区の振興事業では、うきはの森ケーブルテレビのヘッドエンド装置の更新費用として3,991万3,000円を計上させていただいております。姫治地区の情報格差の是正と地域活性化を目的に、平成19年4月にうきはの森ケーブルテレビ基地局を開局しました。施設整備後10年以上が経過し、機器の経年劣化によるテレビ放送停止の危険性があることから、集合アンテナで受信した映像・音声を住民に送信するための機器を更新するものでございます。

防災対策事業では、防災行政無線システムの工事費として3,564万2,000円を計上させていただき、放送設備を更新いたします。平成18年度の導入から既に11年が経過し、多発する災害や気象変化に対応するものであります。

企業誘致対策事業では、福岡県企業局が実施します久留米・うきは工業用地の公共施設整備費負担金として2億4,323万9,000円を計上しております。28年度からの3カ年の総額は6億8,404万円になります。

障害者対策事業では、障害者福祉サービス費を前年度から5,788万4,000円を増額して、6億7,802万4,000円を計上しております。就労継続支援施設等の充実によって、利用者がふえていることによるものであります。

また、障害者通所支援給付費も、前年度から2,032万3,000円を増額して、4,563万2,000円を計上しております。これも、放課後デイサービス等の充実によって利用者がふえていることによるものでございます。

特別会計繰出金においては、農業集落排水事業特別会計の繰出金を、前年度から7,559万9,000円増額して、1億109万9,000円計上しております。利率の高い市債が多かったことから、市債残高の全額を繰り上げ償還することによるものでございます。

一方、平成30年度の歳入については、市税を27億2,343万5,000円計上しております。前年度比1,457万4,000円、率にして0.5%の増になります。市民税につきましては1.2%、軽自動車税については2.4%の伸びを見込んでいるものの、固定資産税につきましては、評価がえに伴い0.1%の減を見込んでいるところであります。また、地方交付税につきましては49億5,400万円で、前年度比1億1,600万円、率にして2.3%の減を見込んでおります。こうした厳しい財政状況でありますので、徹底的な情報収集に努め、国・県の補助金等を最大限に活用してまいります。

なお、財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しは、平成29年度、9億4,000万円を計上しておりましたが、平成30年度は6億5,000万円で2億9,000万円の減額になります。そのうち約8,400万円は、先ほど申し上げた農業集落排水事業特別会計の市債の繰り上げ償還に充てるものであります。

平成30年は、明治元年から起算して満150年に当たります。うきは市には、明治元年に小塩村に生まれ、福井県知事や名古屋市長等の要職を歴任した佐藤孝三郎氏や、その御子息で、明治37年生まれの法制官僚で、現在の日本国憲法の政府原案をつくり上げた佐藤達夫氏、そして、英文学者で、東京大学時代には芥川龍之介氏と首席を争い、九州大学英文学初代教授や青山学院大学長などを務めた豊田實氏など、明治期に活躍した偉人を多く輩出しております。

平成30年度は、明治150年をきっかけとして、偉大な先人の足跡をいま一度振り返り、そ

の精神に学ぶ年でありたいと考えております。そして、これら明治の先人に倣い、改めて市民の皆様、議員の皆様、そして職員が一体となり、うきは市のさらなる発展のために果敢にチャレンジしてまいります。

最後になりますが、議員の皆様を初め、市民の皆様の深い御理解となお一層のお力添えをお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 施政方針の説明が終わりました。

日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成30年第1回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしも早いもので3月となり、各地から桜の開花の便りが届くのが待ち遠しい時期となりました。ことしの天候は、1月から強い寒気の影響で全国的に気温が低くなり、西日本でも日本海側では大雪となり、うきは市でも降雪と気温が氷点下を記録する日があるなど、厳しい寒さとなりました。

一方、景気に関しましては、日本銀行が1月15日に発表した地域経済報告によりますと、九州の景気は前期に引き続き緩やかに拡大しているとなっております。

また、2月14日に内閣府が発表した、前年の10月期から12月期の国内総生産、GDP成長率は、1次速報値によりますと、実質で前期比0.1%の増、年率にして0.5%の増となり、8期連続のプラス成長となっております。この状況は、昭和61年に12期続いたバブル期以来の記録で、約28年ぶりの連続成長とのことであります。

なお、2017年の実質GDP成長率は前年度比1.6%増となっており、こちらも6年連続のプラス成長で、名目では前年比1.4%増の546兆円で、過去最大となっているところであります。

このような経済情勢の中で、現在、国会では平成30年度予算の審議が行われております。地方財政関連予算では、地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるための通常収支分として、地方交付税等の一般財源総額については平成29年度を上回る額が確保されているところであります。

また、平成27年度に創設された、まち・ひと・しごと創生事業は、平成30年度においても引き続き1兆円が計上され、2月1日に成立した平成29年度補正予算では、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金600億円、事業費ベースでは1,200億円が追加されているとこ

ろであります。

このような国の動き及び経済情勢を受けまして、施政方針においても申し上げましたが、うきは市の独自性を生かした活力ある地域づくりに向け、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略、そして、うきは市教育大綱に位置づけられた事業の実施を通じて、厳しい財政状況の中ではありますが、総合教育の推進、子ども・子育て支援、健康増進など重要な課題について、今後も取り組みを加速しつつ、引き続き事業を進めるために、平成30年度予算を編成させていただきました。

3月議会では、平成30年度一般会計及び特別会計予算の審議をいただくこととなりますが、これらの課題への取り組みに当たりましては議会との連携が重要でございます。議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら事業の推進を図るとともに、将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めてまいり所存でございますので、引き続き議員の皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案をしております議案は、条例案件10件、予算案件13件、人事案件1件、その他の案件11件の合計35件となっております。

議案第1号と議案第2号は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第1号は、地方税法施行規則の改正に伴い、うきは市税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めます。

議案第2号は、福岡県立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めます。

議案第3号から議案第6号までは、平成29年度補正予算についてであります。

議案第3号は、平成29年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,414万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億308万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金5,996万5,000円、県補助金1億8,132万1,000円、寄附金3,000万円、市債1,610万円の増額補正と、国庫負担金1,742万1,000円、基金繰入金8,464万3,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1億3,746万円、民生費では児童福祉費2億1,208万9,000円の増額補正と、民生費では生活保護等対策費2,300万円、衛生費では保健衛生費1,368万円、農林水産業費では林業費2,200万円、土木費では道路橋りょう費1,758万8,000円、諸支出金では特別会計繰出金5,020万6,000円の

減額補正を計上いたしております。

議案第4号は、平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,523万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,166万7,000円とするものでございます。

歳入は、療養給付費等交付金1,917万1,000円の増額補正と、国庫負担金1,669万5,000円、県負担金2,128万1,000円、共同事業交付金1億3,702万9,000円、他会計繰入金3,940万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費では療養諸費3,300万円、高額療養費1,000万円、共同事業拠出金では共同事業拠出金1億4,776万5,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第5号は、平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,041万3,000円とするものでございます。

歳入は、雑入676万4,000円の増額補正と、他会計繰入金1,080万6,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金404万2,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第6号は、平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる額を計上しているものでございます。

続きまして、議案第7号から議案第15号までは、平成30年度当初予算についてであります。

議案第7号は、平成30年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164億2,376万5,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税10億7,683万円、固定資産税13億3,727万6,000円、軽自動車税1億1,157万8,000円、市たばこ税1億9,100万円、地方揮発油譲与税5,000万円、自動車重量譲与税1億1,670万円、地方消費税交付金4億7,000万円、自動車取得税交付金5,000万円、地方特例交付金1,095万6,000円、地方交付税49億5,400万円、負担金2億474万5,000円、使用料1億102万6,000

円、手数料3,681万9,000円、国庫負担金14億7,964万9,000円、国庫補助金6億2,015万1,000円、国庫委託金1,250万9,000円、県負担金5億7,481万5,000円、県補助金6億6,207万9,000円、県委託金5,140万7,000円、財産運用収入1億3,758万2,000円、寄附金2億6,021万円、基金繰入金13億9,174万8,000円、繰越金3億6,000万円、雑入2億6,511万4,000円、市債18億5,030万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では、議会費1億3,497万1,000円、総務費では、総務管理費19億8,201万5,000円、徴税費1億6,847万9,000円、戸籍住民基本台帳費6,779万9,000円、選挙費3,884万6,000円、監査委員費1,876万8,000円、民生費では、社会福祉費24億4,741万8,000円、児童福祉費17億955万7,000円、生活保護等対策費7億2,619万8,000円、衛生費では、保健衛生費3億5,363万9,000円、清掃費7億1,693万3,000円、農林水産業費では、農業費8億7,297万8,000円、林業費1億9,988万3,000円、商工費では、商工費4億5,688万6,000円、土木費では、土木管理費1億1,185万6,000円、道路橋りょう費4億1,087万7,000円、河川費3,441万1,000円、住宅費7,850万7,000円、消防費では、消防費5億6,409万2,000円、教育費では、教育総務費1億1,988万2,000円、小学校費4億2,686万2,000円、中学校費1億7,942万7,000円、社会教育費14億4,943万9,000円、保健体育費1億4,459万7,000円、公債費では、公債費16億1,330万5,000円、諸支出金では、特別会計繰入金13億2,856万2,000円、予備費としては3,738万1,000円を計上いたしております。

議案第8号は、平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億6,481万7,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億9,965万5,000円、県補助金28億4,098万3,000円、他会計繰入金3億1,900万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では、総務管理費3,969万7,000円、保険給付費では、療養諸費24億4,212万4,000円、高額療養費3億7,897万6,000円、出産育児諸費2,101万2,000円、国民健康保険事業納付金では、医療給付費分7億637万7,000円、後期高齢者支援金等分1億9,415万8,000円、介護納付金分8,771万円、保健事業費では、特定健康診査等事業費2,902万9,000円、予備費としては5,305万2,000円を計上いたしております。

議案第9号は、平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,000万7,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億2,162万円、他会計繰入金1億5,906万2,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では、総務管理費1,840万円、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金4億6,323万円を計上いたしております。

議案第10号は、平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,445万5,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、繰越金2,190万円、貸付金元利収入249万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、公債費では、公債費139万8,000円、予備費としては2,298万2,000円を計上いたしております。

議案第11号は、平成30年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,650万2,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億1,288万6,000円、受託事業収入1,005万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では、学校管理費8,861万7,000円、事業費4,155万円を計上いたしております。

議案第12号は、平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,156万円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料683万8,000円、他会計繰入金550万円、基金繰入金100万円、繰越金174万5,000円、市債640万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では、総務管理費667万2,000円、維持管理費715万3,000円、公債費では、公債費608万6,000円、予備費としては164万9,000円を計上いたしております。

議案第13号は、平成30年度うきは市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,568万3,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料3億8,887万6,000円、国庫補助金1億1,300万円、他会計繰入金7億1,100万円、繰越金1,915万2,000円、市債1億7,440万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では、総務管理費9,401万8,000円、維持管理費2億7,581万3,000円、下水道事業費では、公共下水道事業費3億1,056万円、公債費では、公債費7億1,551万7,000円、予備費としては1,977万5,000円を計上いたしております。

議案第14号は、平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億811万1,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料472万1,000円、他会計繰入金1億100万円、繰越金238万3,000円を計上いたしております。

歳出では、総務費では、総務管理費775万5,000円、維持管理費787万7,000円、公債費では、公債費9,048万3,000円、予備費としては199万6,000円を計上いたしております。

議案第15号は、平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,989万4,000円を計上いたしているものでございます。

歳入の主なものは、分担金110万円、使用料1,342万7,000円、国庫補助金349万6,000円、県補助金103万2,000円、他会計繰入金3,300万円、基金繰入金103万1,000円、市債590万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では、総務管理費725万7,000円、維持管理費3,118万2,000円、浄化槽整備事業費では、浄化槽整備事業費1,063万9,000円、公債費では、公債費818万3,000円、予備費としては263万3,000円を計上いたしております。

議案第16号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち、1名が平成30年5月23日で任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第17号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、うきは市道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、うきは市道路線の変更1件について議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、第2次うきは市環境基本計画の策定についてであります。

第2次うきは市環境基本計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、第3期うきは市地域福祉計画の策定についてであります。

第3期うきは市地域福祉計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、うきは市障がい者計画の策定についてであります。

うきは市障がい者計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号は、うきは市営住宅等長寿命化計画の策定についてであります。

うきは市営住宅等長寿命化計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号は、福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡縣市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。

福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号、議案第25号、議案第26号の3件の案件につきましては、雇用促進住宅が平成29年4月より民間事業者へ払い下げとなったことに伴う案件でございます。

議案第24号は、市有財産の無償譲渡についてであります。

市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、市有財産の貸付けについてであります。

市有財産を無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

水道施設を無償譲渡することに伴い、うきは市専用水道給水条例の一部を改正するものでございます。

議案第27号は、うきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

うきは市立姫治小学校の統廃合に伴い、うきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に關す

る条例を廃止するものでございます。

議案第28号は、うきは市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市立姫治小学校の統廃合に伴い、うきは市屋外運動場照明施設条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号は、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

認知症初期集中支援推進事業の実施に伴い、うきは市認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し事業の推進を図るため、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第29号の条例の一部改正を踏まえ、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号は、うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政区公民館等の利活用については、地域福祉活動の拠点、また防災対策における避難所としての活用等の観点から、福祉に配慮した施設改善の推進を図るため、うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号は、うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、うきは市産業立地促進条例の一部を改正するものであります。

議案第33号、議案第34号、議案第35号の3案件につきましては、国民健康保険制度改革に伴う案件でございます。

議案第33号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定により、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第34号は、うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第35号は、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

であります。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より説明をいたします。

いずれの議案も、市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎川 正男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第7. 委員会調査報告

○議長（榎川 正男君） 日程第7、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、水資源対策特別委員会、議会改革特別委員会より閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

ここで各委員長に御協力をお願いいたします。

議事進行の関係上、調査報告につきましては、できるだけ簡潔をお願いいたします。

それでは初めに、総務産業常任委員会の調査報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、平成29年第5回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、御報告を申し上げます。

2つのテーマを実施しております。1つは、鳥獣被害対策に関する調査、もう一つは、地域おこし協力隊の活動成果及び今後の活動目標等に関する調査でございます。

まず、鳥獣被害対策に関する調査でございます。

ことし1月26日から27日まで、鹿児島市かごしま県民交流センターで行われましたジビエ等のシンポジウムに出席いたしております。

出席者は8名でございまして、当委員会6人、農林振興課、高山係長、議会事務局1人でございます。

調査・研修の要旨でございますが、平成28年12月に鳥獣被害防止特別措置法が改正されまして、その目的は、捕獲した鳥獣を食品として利用するため、捕獲から加工までの技術普及や人材育成などが明記されまして、全国的にジビエ振興に向けた動きが活発化していることから、第4回ジビエサミットが鹿児島で開催されたところでございます。

うきは市におきましても、逐年、中山間地等の被害が拡大しておりまして、防護柵の設置はも

とより、猟友会による猟銃や箱わなによる捕獲など被害防止策を講じているものの、成果は限定的とされております。

そこで、当委員会では、以前から国のジビエ振興政策に呼応しまして、うきは市と隣接する朝倉市及び東峰村との共同事業が提案されておりましたこと、さらには、ジビエと食の安全と安心を追究するジビエカー（移動式解体処理車）が開発された情報を受けまして、そのメインテーマが「ジビエカー」でございましたことから、この第4回日本ジビエサミットに参加し研究・調査を行ったところであります。

調査の主な内容でございますが、厚生労働省や農林水産省など省庁としての取り組みのほか、日本で初めて開発されたジビエカーの活用事例発表など、あらかじめ選定していた分科会を2班に分かれて受講いたしました。

この件については、添付資料1枚目の裏のほうに、これだけの基調講演なり分科会が開催されて、この中の必要な分野、当面の分野について受講いたしましたところでございます。

戻りまして、特に研修の主目的でございますジビエカー（移動式解体処理車）有効活用術には、車両と装備全容が展示され、現実的な創作と実践的活用の説明は、なるほどと参加者の関心が集まりました。

これまでの概念では、処理施設を有する自治体等で鳥獣を確保した場合、処理施設に搬送して解体処理をするとした固定観念が一蹴いたしまして、山中でイノシシまたは鹿を銃等でしとめれば、いち早く血抜きを行うとともに、ジビエカー出動を要請するというところでございます。

ジビエカーは、軽トラと解体処理ジビエカー2台がペアで出動し、軽トラは4WD型で山中の奥まで進入が可能でございます。しかも、この軽トラからワイヤーの長さが150メートルのウインチが装備されており、山奥からの収納ができるほか、洗浄装置も併設されていることから、メインジビエカーに移送するまでには1次処理ができる有効なシステムとなっております。また、受け入れたジビエカーは、イノシシ等5頭まで解体処理し冷蔵保存が可能な能力を有しております。特に、従来の課題は、猟銃でしとめても搬出に時間を要し、せつかくの獲物が内臓腐食等により膨れ上がり、廃棄処分が余儀なくされましたが、このシステムにより、これらの課題が飛躍的に改善されたことが参加者に注目されたところであります。

また、このシステムを実践している長野県のジビエ事業者の説明を受け、車両2台による連携作業に要する人員を確認いたしましたところ、メインジビエカーは1人で出動し、軽トラック隊は猟友会が管理・運用しており、軽トラックも同時に出動することにより、結果的に職員1人で対応が可能ということでございました。

ちなみに、ジビエカーの価格でございますが、これは全ての装備込みでございます。軽トラックの4WD装備が500万円、それからジビエカーが同じく2,700万円、国庫補助が2分の

1ということで措置されております。

それから、長野県の方から、毎日イノシシ5頭確保で経営が成り立つということが明言されました。

そのほかに受講した分科会は、血抜き法、ジビエ料理法等であり、省略をさせていただきます。

ちなみに、この会場に日本ジビエ会長であります衆議院議員、石破茂代議士によるジビエ振興の御挨拶がなされたところでもあります。

最後に、所見でございますが、このシンポジウムに参加して、基調講演及び各分科会、さらには展示コーナーいずれも、国がジビエ振興政策に力を注いでいることが一目瞭然と認識をいたしました。特に、主な内容で示したジビエカーシステムには、情報の域を超えた有用性を認識し、うきは市に隣接する朝倉市と東峰村との共同事業への具現化を強く意識する有意義な研修でございました。

以上でございますが、ペアの関係の重立った資料を、ここにわかりやすいように添付しておりますので、後でごらんをいただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の活動成果及び今後の活動目標等に関する調査であります。

先月2月13日、午後1時半から17時まで3時間半、うきは市民センター2階会議室で実施をいたしました。出席者24名、当委員会7人、特別参加として副議長が出席いただいております。議会事務局1人、うきはブランド推進課職員が15名で実施をいたしました。

調査の要旨であります。

地域資源を生かした地方創生うきはルネッサンス総合戦略の主体をなす観光戦略をテーマに、うきはブランド推進課及びうきは市観光協会の取り組み、とりわけ地域おこし協力隊のミッションとその活動、さらにはふるさと納税への新たな挑戦等についての現況報告をもとに、うきは観光の方向性と観光基盤の確立に向けた意見交換を行いました。

主な内容でございますが、パワーポイント等により、うきはブランド推進課が取り組むうきは市の観光戦略の方向性とその概要を基軸に、地域おこし協力隊それぞれのミッション及びふるさと納税戦略への取り組み現況が報告をされました。

内容については、最後のページにA3で添付をいたしている活動内容になりますが、資料が多うございましたので、割愛をさせていただきます。

最後に、所見でございますが、先陣を務めた4人の協力隊が前年度で卒業し、公言どおり、うきは市に定住をいたしております。1人はうきは市職員に、1人は市内の優良事業会社へ、お二人は業を起こして独自の道を歩き始めております。いずれにしても、現協力隊ともそれぞれにミッション能力を発揮し、うきは市への貢献を高く評価できるところであります。このことは、今後の活躍ともに市民に広く伝えていく責務があるのではないかと考えております。

そして今回、約3時間半に及ぶ現協力隊のミッションと取り組みについて現況報告を受け、限られた時間の中で委員の質疑と意見交換を展開いたしました。いずれも優秀な人材が、それぞれに活躍していることが見てとれました。内容は、多岐かつ専門分野に及ぶため割愛しますが、うきは市の現実、そして今後の将来を見据え、懸命に活動していることが評価されたところであります。

ただ、これを委員会だけの発表ではもったいなく、職員、さらには市民にも発信、発表の場を提案することを要請するものであります。

最後に、市長に提案であります。厳格化された個人情報保護のもと、新規の職員採用はどの自治体も頭を抱えております。学力・学歴だけでは能力は見えません。加えて、作文や適性検査、さらにはグループ討議でも本質は見抜けません。この協力隊、3年間の実務にこそ確実な評価ができます。この際、地域おこし協力隊の中から特別枠を設けてでも、採用を希望する場合についてはそれを配慮すべきだというふうに思っております。その結果において、協力隊のほとんどがうきはへの愛着を唱えており、生涯の生地となれば人口減少を食い止める唯一の地方創生総合戦略の求めるところであり、まして、有能な人材がうきはに在住し、創生実現に資することは、まさに願ってもない施策と考えますが、市長の英断に御期待を申し上げたいと思います。

いずれにしても、毎回、有意義な意見交換会であったことを申し上げて報告を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、厚生文教常任委員会の閉会中の調査報告をさせていただきます。

平成29年第5回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定に従って報告いたします。

うきは市の高齢化率は32%を超え、75歳以上が約5,200名を超え、急速な高齢化が進行する中、厚生文教常任委員会は、昨年11月に新潟県見附市と、それから長岡市を調査してまいりました。健康寿命の延伸及び医療費抑制の施策を調査しております。

今回、以前から高齢者福祉、健康福祉の取り組みが盛んな大分県内の2カ所で、地域での支え

合い事業と健康づくりへの参加促進の取り組みについて調査を行いました。

出席者は、厚生文教常任委員会6名と、私、委員長がインフルエンザにかかって欠席するという事になったため、議長にも同行いただいております。それから、所管の早崎保健課長補佐に同行いただいております。

まず、大分県中津市に、高齢者の方々が地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援や社会参加活動の充実を市民みずからが取り組んでいる住民型有償サービスの実施状況について伺いました。

調査日は2月5日、大分県中津市役所で実施しました。

調査目的は、うきは市において、大石地区自治協議会が地域計画を策定する中で、地域で助け合う互助組織「おおいし絆クラブ」を設立し、生活支援や社会参加の活動の充実を市民みずからが取り組みを始めているところですが、全国でも早くから実施してきた中津市での事業の経過や全体の流れについて認識を高めるために調査いたしました。

中津市は、以前からボランティア活動が盛んであった沖代地区において、平成7年に有償助け合いサービスでは、全国では恐らく初めてと思われすけれども、住民型として、住民が運営主体の「沖代どんぐりサービス」を発足させております。しかし、一時期、地域での必要性は理解できるけれども、運営及びコーディネーターやマネジャーの育成が進まずに有償サービスが実現しない時期がしばらく続きました。そして、平成26年、県の自主財源を使って「支え合いスタッフ養成研修」を開催して、主に65歳以上の高齢者の生きがいをづくりとして、研修を受けた方々を人材バンク「あんさんく」というところへ加入登録する仕組みをつくって、人材不足の解消に取り組み、事業が大きく進むことになりました。

支援をしている中津市社会福祉協議会の課長の話では、やはりスタッフの位置づけと、それをつなぎとめるマネジャーの役割が大変重要になるという説明を受けております。

行政は、立ち上げ時の支援30万円と活動費、備品や保険などになりますけれども、補助しており、それから、年間8万円の補助で側面的な支援を現在も行っているというふうに伺いました。

詳しくはQ&A等に事例を紹介していますので、御参照いただければというふうに思います。

所見ですが、日本人のお互いさまということで、御近所づき合いしながら高齢者の生きがいや困り事の解消につながる事業であり、大変参考になりました。さまざまなニーズに対応するため、地域ごとでの多くの意見や話し合いを行って実現しているということが理解できました。スタッフの人材バンク登録は事業の心臓部でもあり、継続的な資質向上とマネジャーやリーダー、スタッフの連携が大切なことであることがわかりました。

今うきは市において、住民が主体となって地域を支えるために話し合える土台づくり、いわゆる協議の場というのが始まっております。自治協、社協、行政等の連携を支援する体制と、行政

施策として補助金交付要綱などの経済的な支援、特に人材育成の整備を図ることへの行政支援が、事業の安定的及びこの事業を発展することに寄与するのではないかということを思い、改めて執行部への検討を求めたいというふうに思っております。

次に、2月6日、大分県由布市役所にて、市民の健康増進を図り医療費抑制につながるよう、インセンティブ事業ということで健康マイレージ事業の実施状況を調査いたしました。

平成25年3月、由布市は、市民への具体的な健康増進に関する取り組みを積極的に推進することを誓った「健康立市宣言」をしました。宣言に至った理由は、議会の一般質問で社会保障費等の増加に関する質問が出ていて、平成24年3月、健康立市を目指すとして市長が答弁したことから始まるという説明がありました。

「健康立市」とは、行政、市民、地域社会が一体となって、市民が健康づくりに自発的に取り組むまちを目指そうとするものであります。健康立市宣言に伴い、平成25年8月に各種団体で一般市民も参加する健康立市推進協議会を立ち上げて、平成26年6月には「ゆふシニアエクササイズリーダー養成講座」という、和歌山大学の本山教授監修のもとに事業を開始しております。日常生活に必要な筋力等を身近な道具を活用して行う筋肉トレーニングや、有酸素運動などをバランスよく組み合わせ、音楽のリズムに合わせた運動プログラムなどを取り入れております。また、健康温泉館を使つての水中運動、それから健康マイレージ推進事業、この3つを主に行っております。平成27年6月には、これらの事業効果の検証、これも和歌山大学に委託して、成果については議会にも報告されているというふうに報告されました。

健康マイレージ推進事業については、より広い市民へ健康づくりのきっかけを与え、習慣性をつけるとして、「運動」「食事」「休養」「歯」「体重測定」の5項目について、無理のない目標で、みずから毎日健康づくりを実践し、ポイントを自己申告によって付与するということで、1万ポイントたまったら商品券がもらえるというものであります。

平成29年度のポイントの付与の仕方を変更して、現在は2,000円の商品券がもらえるということで、添付の資料のところに29年度と28年度の資料を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、和歌山大学に委託している「健康事業効果検証報告書」では、3事業に参加している者と参加していない者との6年間の医療費の推移を比較して、シニアエクササイズでは4,013円、温泉水中運動では5,293円、スポーツクラブでは2,857円、参加していない者に比べて医療費が少ない結果というふうに報告がありました。その点についても、別紙資料がついておりますので、御参照いただければというふうに思います。

所見ですけれども、健康マイレージ事業については、食事の達成目標を自分で決められるなど、かなり緩やかで、健康意識の向上と健全な生活習慣を身につけさせることが目的で、きっかけづ

くりとしては大変気軽にチャレンジできるのではないかというふうに思いました。

ただし、平成29年度にポイント付与を自己申告方式に変更したことや、従来1万円の商品券の当選確率の見直しなどで、年々増加していた参加人数が平成29年度は減ってきているという報告を聞いております。制度の見直しについての周知、説明が不十分なのではないかなというふうに意見等も出されておりました。

運動による体力・筋力の維持と向上、肥満、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防、それから、それに伴う医療費の抑制効果は、先ほどの検証報告にもあったように効果があるというふうに言われております。食育事業や保健事業とも連携して、うきは市でも市民アンケート調査を実施するなり、ニーズを把握した上で独自の事業を立ち上げ、そして取り組むことについて検討してもいいのではないかというふうに思います。

特に、平成27年度国保法等改正において、「保険者による個々の加入者への自主的な取り組みの支援」が法律に位置づけられております。別紙に資料をつけております。具体的に、平成30年度から保険者努力支援制度が創設される予定であり、その中では、健康づくりに取り組む加入者にヘルスケアポイント等を付与する個人へのインセンティブの推進が指標として位置づけられていることから、それら補助金を活用しながら、うきは市の健康増進を図っていただきたいというふうに思っております。そういう所見を持っております。

以上について、厚生文教常任委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10時50分より再開します。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、水資源対策特別委員会の調査報告を求めます。13番、三園水資源対策特別委員長。

○水資源対策特別委員長（三園三次郎君） 委員長報告をさせていただきます。

これまで終わって休憩だろうと思っておたらちょっと休憩が早くなりました。水資源対策特別委員会の報告、さらに議会改革特別委員会の報告が残っておりますので、この2つについて委

員会の報告をさせていただきます。

まず、水資源対策特別委員会ではありますが、平成27年6月議会において、全議員による水資源対策特別委員会が設置されたわけでございます。全議員によって、種々の調査を行い検討を重ねてまいりました。しかし、肝心の水道計画が一向に出されませんものですから、飛び飛びの開催になったわけでございますが、平成27年6月15日を第1回にして、それから平成30年2月2日、第10回の会議をもって一応の調査が終了しましたので、その結果について、うきは市議会委員会条例第36条の規定によって報告をさせていただきます。

まず、第1回の27年6月15日の委員会は、上水道事業についての勉強会ということで、全議員によって勉強会を開催したわけでありまして。勉強の内容については、下に書いておりであります。

以下、1回で終わらなかったものですから、第2回についても前回の配付資料に基づいて勉強会を開いたわけでありまして。

第3回が27年8月3日に開催いたしました。協力感謝金の協議経過、上水道建設事業費の比較等について、執行部を交えて検討を行ったわけでありまして。市長に対する質疑事項については、その下に書いておりであります。

第4回が27年8月10日に開催いたしました。市長への質疑の回答をいただいたわけでございます。

第5回が27年10月16日に開催いたしました。これについては、アンケートの結果についての回答、集約結果についての報告をいただき、それについての説明を求めたわけでありまして。

第6回、同じようにアンケートの集約結果について、今後の方針について、市長より回答をいただきました。

第7回の協議では、上水道事業について市長からの説明を受けたわけでありまして。

第8回は、いろんな補償が出てまいりましたので、これについて検討を重ねてありますが、2番目に、漁業補償についてとしてあります。その説明の中で、①6,202万3,000円、②は1,500万円、③は1,000万円以上とやっておりますが、漁業補償がこのように3つに重なったわけではございません。①については、水源地域整備計画補償ということで、金額にしますと78億円ですね。このうち50億円が国が補償する、残り28億円を利水団体であるうきは市と県南水道企業団が負担すると。それが10.22%になります。いわゆる小石原ダムの貯水量に対する12%が飲料水でございます。その飲料水の12%の中で10.22%がうきは市の飲料水ということになりますので、そういう割合から出したものが①の6,202万3,000円であります。

それから②は、水没者の再建促進補助金ということで、金額にしましたら1億5,000万円

ということになります。これについては利水者が支払うということになりますから、うきは市と県南で、うきは市の分が1,500万程度と。

それから、③が漁業補償ということですが、全部で11の漁協がございまして、その辺の交渉は県南水道企業団に委任してありますけれども、大体1億円程度の補償が必要だということですから、割っていきますと大体1,000万円というそういう解釈でございまして、①、②、③の全てが漁業補償ではございませんので、間違えのないようお願いしておきたいと思えます。

第9回については、29年1月25日に開催してありますが、第1回の議会報告会で出された水道事業の意見、質疑における市からの回答について、水資源対策室からの説明がなされております。

そして、第10回であります、本当は漁業補償について県南水道企業団と協定書を結ばなきゃなりませんということでありましたが、いわゆる第4条の関係で明確にできないものがございましたので、これについては今後確認をして、検討を進めていくことにしております。

以上が第10回までの水資源対策特別委員会の経過、あるいは結果について御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑は全議員による特別委員会で調査を行いましたので、省略いたします。

以上で水資源対策特別委員会の調査報告を終わります。

次に、議会改革特別委員会の調査報告を求めます。13番、三園議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（三園三次郎君） 平成28年9月議会にて、全議員による議会改革特別委員会が設置されました。議会改革に関し種々調査を行い検討を重ねてきましたが、一定の調査が完了いたしましたので、その結果について、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告をさせていただきます。

これは、大体毎月1回ずつ開催してありますので、そこにありますように全部で21回の会議を重ねたわけでございます。それぞれ、回数ごとに意見、あるいはそういうものが集約されてありますが、14ページ、15ページに、議会改革特別委員会の決定事項というのが掲載されてありますので、これについて報告をさせていただきます。

まず、議員定数についてであります、次期改選時より1名減の14名で決定し、これは29年6月定例議会にて条例の改正を行わせていただきました。

2番に議員報酬であります、議員報酬については、いわゆる現状維持という、現状どおりのことで決定をしております。

3番についても政務活動費であります。これは以前、1万円の支給を受けてありましたが、途中で8,000円に減額をしてあります。その減額したとおりで現状維持とすることに決定しております。

4番目、研修旅費についてであります。必要性について説明をし、次年度予算に要望していくことを決めておりました。というのが、全議員によって10万円の予算をいただきますが、いわゆる委員会で研修があったり、あるいはほかの広報委員会、あるいは議会運営委員会でも研修をやっておりますので、どうしてもその金額が不足するということでございましたので、これは30年度以降に予算で要望するということで決定しております。

5番目、議会運営委員会のあり方についてであります。委員会に市長の出席は求めないということに決定しております。

6番目、常任委員会、広報委員会、編成のあり方についてであります。いわゆる常任委員の任期が2年に改正されておりますので、2委員会制、そして再任は可としてあります。また、委員の任期は、平成29年6月定例会にて条例の改正を行いました。

7番目が、広報広聴委員会の費用弁償は、現在費用弁償として2,700円支給してありますが、このまま改定なしとします。

8番目、一般質問のあり方の検討及び指導についても検討を重ねましたが、議長名で一般質問市長答弁書（初回）の事前配付を執行部へお願いしてありますが、まだ執行部からは正式な回答はいただいております。

それから9番目、議会報告会についてであります。29年度も議会報告会を実施することに、特に4月に実施ということが議会報告会開催要綱で決まっておりますけれども、4月ということに限定すると非常に期日が限られているということでありましたので、29年については、5月から8月にかけて実施をしております。

それから10番目、議会議員選挙時における立会演説のあり方についてであります。いわゆる個人演説会はできますけれども、合同による演説会ということになりますと全員が出席しないことにはできないことになっておりますから、もし要請があれば、依頼があれば参加することにしております。全議員は、要請があれば、依頼があれば参加するということであります。

それから11番目、議会選挙後の新人議員の研修・指導のあり方について。

新人議員が議会になれていただくためには、やっぱり勉強をしていただかなきゃならないと。その勉強については、研修の内容等については、議会事務局が検討して、それぞれで調べたことはその都度執行部にお尋ねすることにしております。

12番目が、これまでの申し合わせ事項の検証についてであります。常任委員会の任期は2年とし、再任は可能とする。どうしても、最終的に2委員会しかございませんので、偏って希望

が出る場合があります。そういう場合には、委員会が7名に改定されますから、7名を超えている場合は、くじ引き等において決定をしていただくことになっております。

基本条例第7条（議会報告会）については9月議会で改正をしてありますが、これは、議員のそれぞれの希望によって議会報告会を「行うことができる」ということ、これを「行うものとする」に改正してほしいというような要望がございましたので、決をとりました、そのように改定したわけではありますが、これについては今、各方向から陳情等が出されてありますので、今議会でも検討することにしております。

13番目ですが、特別委員会の審査方法であります、決算特別委員会を設置し、一般会計・特別会計を合わせて付託審査をすることになっております。予算は、一般会計だけを特別委員会を設置しますが、決算については、一般会計・特別会計を合わせてということになります。

14番が、常任委員会の名称及び所管について、名称については現状どおり変更しないということになります。総務産業常任委員会と厚生文教常任委員会ということになります。

なお、一部の変更がございますので、今議会で条例改正を行う予定にしております。

15番ですが、議会報告会での執行部への要望・意見回答については、特別委員会において議会報告会で市民から出た要望、意見の執行部回答に対し、関係する所管課と勉強会を開くことにしております。ことしも行いました、1月16日に実施をしたわけであります。

それから16番、議員の活動服についてであります、活動服については、自費で買い求めていただくことに決定しております。それ以外については、改選後の新たな議員で決めると。

17番目が、主権者教育の啓発活動についてであります、ちょうど成人式と消防出初式が一緒になりますけれども、成人式の日に選挙啓発活動を行うということが決まっておりますので、ことしの成人式で行った。

これが、14、15ページの議会改革特別委員会で決定された事項について御報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） （8）の一般質問のあり方の検討及び指導については、まだ執行部から回答がないということでしたが、米印の2番目、30年1月31日に、執行部より議長に対し答弁書の配付は物理的に無理ですけれども、データ等については対応したいという口頭での回答がっておりますので、つけ加えをさせていただきます。（発言する者あり）はい。

報告が終わりました。

質疑は、全議員による特別委員会で調査を行いましたので、省略いたします。

委員長、自席へお戻りください。

以上で議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

委員会調査報告をこれで終わります。

日程第8. 議案第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） おはようございます。税務課長の山崎でございます。

議案書の1ページをごらんください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをごらんください。

専決第11号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記、うきは市税条例の一部を別紙のとおり改正すること。

平成29年12月28日。うきは市長高木典雄。

続きまして、3ページをごらんください。

うきは市税条例の一部を改正する条例。

うきは市税条例の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「施行規則第10条の2の10」を「施行規則第10条の2の12」に改める。

附則、この条例は平成30年1月1日から施行する。

お手元に新旧対照表もありますので、そちらの1ページもあわせてごらんください。

このたびの改正は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月18日に公布され、施行規則第10条の2の3と4が追加されたことに伴いまして、引用している条文が条ずれとなることから、うきは市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分による改正を行い、議会の承認を求めます。

この市税条例第54条第7項の規定は、家屋の所有者以外のものであるテナントなどが、事業の用に供するために取り付けた附帯設備について、そのテナントの方を所有者と見なして、償却資産として課税することができるという特例の規定でございます。

今回の改正に伴って、条例の内容そのものに変更が生じるものではございません。

施行日は平成30年1月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

日程第9. 議案第2号

○議長（榎川 正男君） 日程第9、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 学校教育課長の権藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の4ページのほうをお願いします。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので、報告し議会の承認を求めます。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いします。

専決第1号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を別紙のとおり改正すること。

平成30年1月31日。うきは市長高木典雄。

なお、新旧対照表の2ページが内容になっております。

内容につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の実施が平成29年12月20日に行われました。給与条例を県に準じて行っておりますので、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正するものでございます。

適用につきましては、平成29年4月1日から適用を行います。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は承認することに決しました。

日程第10. 議案第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、議案第4号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の補正予算書45ページをお開きいただきたいと思いま

す。

議案第4号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,523万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,166万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

お手元の資料の53ページ、歳入の予算詳細について御説明申し上げます。

53ページ、歳入。

国庫支出金、1目療養給付費等負担金。補正増額132万3,000円、内訳、療養給付費負担金、減額の3,004万7,000円、介護納付負担金、減額58万7,000円、後期高齢者支援金負担金3,195万7,000円。療養負担金につきましては、国庫補助の確定により減額するものです。納付負担金につきましては、12月に補正で納付金の拠出金を確定させてもものによる負担金の決定によるものでございます。後期高齢者支援金負担金につきましては、支払い基金からの決定通知により増額になるものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金。これは歳出のほうで高額医療拠出金の項目がございますが、これの減額に伴いまして、補正額、減額1,749万2,000円。

3目特定健康審査等負担金。特定保健事業でございますが、特定保健事業の実績に伴い、減額により減額をしております。

続きまして54ページ、療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。補正額、増額の1,917万1,000円。内容につきましては、退職者医療制度療養給付費等交付金。支払い基金から退職者の医療給付費等の実績により交付通知がございましたので、増額をしております。

6款県支出金、55ページでございます。

高額医療共同事業負担金、これにつきましては、高額医療費拠出金が63ページに歳出がございますが、この金額の減額に伴いまして、県の高額医療の共同事業負担金を減額しております。

2目特定健診等負担金、先ほど申しました特定保健事業の実績報告に伴う補正減額52万6,000円でございます。

続きまして56ページ、共同事業交付金、1目共同事業交付金。共同事業交付金につきましては、高額医療の医療費80万円を超える部分の交付金でございますが、これにつきましても、連

合会通知により補正額減額、6, 151万7, 000円でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金。これも高額医療でございますが、これにつきましては医療費80万円未満のものを対象にした共同事業でございます。

補正額、減額、7, 551万2, 000円。これにつきましても、国保連合会からの確定通知による減額でございます。

続きまして57ページ、一般会計繰入金でございます。

これにつきましては、内訳につきましては、保健基盤安定交付金が減額の239万2, 000円。一般管理費、人件費といたしまして、減額の285万2, 000円。財政安定化支援事業費といたしまして、減額361万2, 000円。法定外の繰入金につきまして減額3, 054万4, 000円となっております。法定外の繰入金につきましては、当初1億2, 198万1, 000円を計上しておりましたが、3, 054万4, 000円の減額となりますので、9, 143万7, 000円で計上しております。

続きまして58ページ、歳出、1目一般管理費、減額212万8, 000円。調整交付金申請システム保守点検委託料でございますが、内容につきましては当初、特別調整交付金の申請のため、精神結核疾患につきまして、抽出から審査までを業者委託を予定しておりましたが、平成28年度から、国保連合会が対象者の抽出については対応ができるようになりましたので、この分の抽出については連合会で処理を行い、対象の審査につきまして、現在レセプト審査委託業者に諮って内容の検査を行うように変更いたしました。

これに伴いまして、委託料の減額が発生いたしまして、212万8, 000円を減額するものがございます。

続きまして59ページ、保険給付費、1目一般被保険者療養給付費。これは、財源組み替えでございます。療養給付費負担金の減額、それから、その他の財源といたしまして退職者医療交付金の増額等がございましたので、財源を組み替えております。

2目退職被保険者等療養給付費、補正減額3, 300万円。退職者医療給付費は、支払い基金の確定により減額をしているものでございます。

続きまして60ページ、保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費、これにつきまして、一般高額医療費は財源の組み替えで、歳入、国庫の療養給付費負担金の減、それから保険財政共同安定化交付金の減、高額医療共同事業交付金の減に伴いまして国庫支出金を減額しております。

2目退職被保険者等高額療養費、これにつきましては、支払い基金の確定通知により減額しております。

61ページをお開きいただきたいと思います。

61ページ、後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金。これにつきましては、12月議会で、支援金につきましては156万5,000円を減額し、4億5,015万4,000円にしておりますが、これに伴いまして国庫補助金の変更がございまして、内訳について予算を組み替えているものでございます。

続きまして62ページ、介護納付金、1目介護納付金。これにつきましても財源組み替えで、12月議会で補正を行いまして、これに伴いまして国庫支出金、国庫補助金の変更確定をしておりますので、納付金が確定いたしましたので、今回財源の組み替えを行っているところでございます。

続きまして63ページ、共同事業拠出金。

1目高額医療拠出金、補正減額7,981万9,000円。1目につきましては、高額医療の80万を超える分でございます。これにつきましても、連合会から確定通知がありましたために補正の減額をするものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金。高額医療の80万未満を対象にした共同事業である拠出金でございます。これにつきましては、連合会から平成29年度分の減額の確定通知が参りましたので、6,794万6,000円の減額補正を計上しております。

続きまして64ページ、保健事業費、特定健康診査等事業費でございます。

1目特定健康診査等事業費、補正減額760万。内訳は、共済費35万、賃金125万、13節委託料600万。これにつきましては、現在、保健師賃金と看護師を含めまして、勤務実績に伴う内容の実績で減額をしております。それに伴いまして、共済費も減額となっております。

13節委託料の600万に関しましては、特定健診の集団健診につきましては、昨年度の10月いっぱいまで集団検診の事業が終了しております。現在は、個別医院に健診になる分については3月いっぱいまで進めておりますが、これの受診者の見合いにつきまして実績を行いました結果、600万の減額をするものでございます。

続きまして65ページ、予備費。歳入歳出の差額につきまして、525万9,000円の増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（**7番 江藤 芳光君**） 確認でございます。いよいよこの国保事務の主体が県のほうに移行していきます。今回の補正予算が、総額1億9,523万4,000円の減額補正になっております。

それから、新年度予算の審査はまた特別委員会で始まりますが、新年度予算の国保の特会でも

9億4,547万8,000円と大幅に減額ということの説明を受けております。それで、これは国のほうの、高騰する医療費でありながらこういう減額措置になっておりますので、いま一度、こうなった動きについて御説明をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 来年度から制度改正が行われます、4月1日から施行されますが、平成29年度の国保会計の移行についての御質問だと理解をしております。

制度改正に伴いまして財源の組み方が変更になっておりますので、その件につきましては当初予算の説明の中で御説明をさせていただきたいと思っておりますが、今回減額の補正となっている主たる要因につきましては、1つは、高額医療につきまして、56ページをごらんいただくとわかりやすいかもしれませんが、共同事業交付金について、80万を超える超高額共同事業交付金としてございます。それから、80万未満の保険財政共同安定化事業交付金という交付金がございます。減額になっております。これは、歳出も減額になっております。

高額医療の部分についての推定、当初見込んだ分の減額が大きな要因ではございます。この要因が何に起因するかと申しますと、昨年度、28年度から高額の新薬が発売され医療に使われておりますが、これの薬価単価の見直しが28年度に行われ、29年度から実施されているわけでございます。肺がん、それからB型肝炎での有効な高額新薬ということで、これが最高で50%の減額と薬価単価の減額というのがございまして、これらうちに限らず、全国的に高額医療の金額については減少ということが大きな要因だと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1番、岩淵です。ちょっと確認というかメモがとれなかったので。

57ページの一般会計繰入金のところ、当初予算が1億2,900万ぐらいの法定外のものが9,400万ぐらいになったというふうに伺ったんですけど、法定内、法定外のところの合計数値をもう一回おっしゃっていただきたいということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 数字についてもう一度、4項目ですので、申し上げたいと思っております。

補正の減額、3,940万の内訳でございます。保険基盤安定交付金、これは軽減額、税額の軽減に対する補填でございますが、この減額が239万2,000円、それから、国保に携わります一般管理費、人件費といたしまして285万2,000円、それから、財政安定化支援事業費、これも国が負担いたします軽減額に見合う額でございますが、361万2,000円。歳入歳出での補填として法定外を繰り入れておりますので、差分として法定外の分の減額

が3,054万4,000円となっております。法定外だけの繰入金の動きにつきましては、当初、1億2,198万1,000円を計上しておりましたが、この分が、補正後は9,143万7,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第5号

○議長（榎川 正男君） 日程第11、議案第5号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 補正予算書の67ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号、平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,041万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

予算説明書の73ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、繰入金。1目一般会計繰入金、補正額、減額1,080万6,000円。一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、内訳については、保険基盤安定分、これは軽減対象分ですが、この分で404万2,000円。人件費676万4,000円、合計1,080万6,000円の減額となっております。

人件費等については、歳出と歳入とで次のページと関連がございますので、74ページをお開きいただきたいと思います。

74ページ、諸収入の1目雑入、補正額676万4,000円の補正の増をしております。これにつきましては、平成29年度から後期高齢の連合会に職員1名を派遣しております。派遣期間3年間で派遣をしておりますが、この職員の負担分、派遣職員給与等の負担分としての返還金676万4,000円が雑入で計上をしております。

それから75ページ、後期高齢者医療広域連合納付金。1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額減額404万2,000円。これにつきましては、保険基盤安定分、軽減対象分でございますが、この減額の通知が参りましたので、減額補正をしております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第6号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第6号平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課の江島でございます。

お手元の補正予算書の77ページをお願いいたします。

議案第6号平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

79ページでございます。

第1表、繰越明許費。2款の下水道事業費、1項の公共下水道事業費、事業名が特定環境保全公共下水道事業管渠工事でございます。金額については800万でございます。

詳細につきまして、この管渠工事につきましては、施行箇所が吉井町の県道甘木朝倉田主丸線、旧松屋会館から朝倉インターに向かう県道でございまして、一昨年度より県のほうで県道の改良工事が行われており、今回、美津留川にかかっております橋の橋梁の工事が施行されております。この橋梁に下水管が過去、添架されておまして、この添架工事につきまして繰り越しをするものでございます。これにつきましては、県の改良工事が工期延長に伴いまして、下水道の添架工事のほうをあわせて繰り越しをさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第16号

○議長（榎川 正男君） 日程第13、議案第16号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員の任命でございますが、うきは市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名、生年月日、職業の順に読み上げて御提案をさせていただきたいと思っております。

——〔発言取り消し〕——、處愛美、—〔発言取り消し〕—、自営業でございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同費とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は同意とすることに決しました。

日程第14、議案第23号

○議長（榊川 正男君） 日程第14、議案第23号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書16ページをお開きください。

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、平成30年3月31日限り福岡県市町村職員退職手当組合から豊前広域環境施設組合を脱退させるとともに、平成30年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。

平成30年3月2日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由でございます。

豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

なお、説明につきましては、お手元に配付をさせていただいております新旧対照表に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、新旧対照表の5ページをお開き願いたいと思っております。

別表第1、第2条関係でございます。

こちらは、福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体を示すものでございます。

こちらにつきましては、変更前につきましては83団体でございますが、改正後の新につきましては、構成団体が82となります。1団体減ることとなっております。

理由といたしましては、豊前広域環境施設組合、右側の築上郡のところの豊前広域環境施設組合、こちらにつきましては、豊前市、築上町、みやこ町、この1市2町で運営する環境施設組合というのがございましたが、こちらのほうから築上町、みやこ町が脱退することによりまして、組合自体が解散という形になります。

新のほうにつきましては、築上郡の箇所になりますが、先ほど申し上げました豊前広域環境施設組合の解散に伴い、構成団体の数が変わるというものでございます。

それから、次の6ページのほうになりますけれども、別表第2、第5条関係になります。

こちらにつきましては、退職手当組合の議員の選挙区及び定数の関係でございますが、それぞれ、組合、市町村長、それから各組合市町村の議長、そういった定数に変更はございませんが、第5区におきましては、先ほど申し上げましたとおり、豊前広域環境施設組合の解散に伴う内容を反映した形となっております。

議案書の17ページにお戻り願いたいと思います。

附則。この規約は、平成30年4月1日から施行する内容でございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって議案第23号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第27号

○議長（榎川 正男君） 日程第15、議案第27号うきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 22ページでございます。

議案の朗読のほうは省略させていただきます。

次のページをお願いします。

うきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

うきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理由につきましては、平成30年3月31日、うきは市立姫治小学校閉校に伴い、姫治山村交流センターで行われてきた、うきは市山村留学事業も平成29年度をもって終了することになりましたので、この条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 山村交流センター、この間、多くの方々が参加されていたわけですが、すけれども、2つほどお尋ねします。

1つは、あの跡地の活用について、何か議論されているかどうか伺いたいということが1点目。

それから2つ目は、この山村交流センター、成長期の一時期の子供さんを預かって、姫治に来てよかったという意見がこの間ずっとあります。そういう意味では、その目的及び山村交流がうきは市にとってどういう教育的効果が得られたのかというところの総括というかまとめ、そのようなものは、地元も含めてされているかどうかをお尋ね、2点お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 企画財政課の中野です。よろしくお願いいたします。

1点目の御質問に対して、私のほうから説明をさせていただきます。

山村交流センターにつきましては、本年の4月1日以降、普通財産ということで管理をさせていただくことになっております。

現在のところ、跡地の活用については未定でございますが、関係各課、また地元、田籠自治協議会と話し合いを重ねながら、今後の有効活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑（「もう一点あった」と呼ぶ者あり）もう一点何かあったもんね。麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 山村留学事業でございます。議員が言われるように、地元の子供たちにとっても活性化等、大変意義があったと思っております。

この件に関しまして、実は一連の委員会がございますので、その中で地元の方とか入った委員会の中でいろいろ今回に当たっても論議をしてきたところではございます。しかしながら、今、

議員が言われたように、明確に総括という形では行っておりません。

○議長（榎川 正男君） いいですか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めてそういう意味では中山間地域での活性化というかそういうことも含めて、あるいは修学におけるいろんな悩み等があった経過がやっぱりあったというふうに思っています。そういう意味では、うきは市が、この山村交流センターを行ってきた意義というのは、やっぱり財産を使ってきたわけですね。そういう意味では、きちんと総括することが、今後の教育行政にとっても大事なことだというふうに私は思っています。そういう意味では、ぜひ、どういう機会かというのはちょっとわかりませんが、やっぱりきちんと捉えて、今の子供たちが悩み多い時代であるということも含めて、山村交流が果たしてきた役割について、改めてうきは市自体がどういう功績をしてきたのかということは、後々の時代にやっぱり引き継ぐことであろうというふうに思っています。そういう点を思ったので、こういう質問をさせていただきましたので、ぜひ教育委員会においてはこの点について御配慮いただければありがたいというふうに要望をしておきます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 御要望としてお受けいたします。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第28号

○議長（榑川 正男君） 日程第16、議案第28号うきは市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習課の瀧内です。よろしくお願いいたします。

24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第28号ですが、議案の朗読のほうは省略させていただきます。

次ページ、25ページでございます。

うきは市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例。

うきは市屋外運動場照明施設条例の一部を次のように改正する。

別表姫治小学校屋外運動場照明施設の項を削る。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

改正理由でございますが、平成30年3月31日に姫治小学校が御幸小学校への統合に伴いまして削除するものでございます。

この照明施設につきましては、市が設置した施設でございまして、今後は普通財産として管理するために条例から削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 9番、諫山です。跡地の活用のほうについては今後きちっと考えていくことになると思いますけれども、設備そのものを撤去するのかどうか。そのまましておると、やっぱり基本料金なんかの関係もあって経費が出るんじゃないだろうかというのが1つ。

それから、災害の避難場所とかそういうのにもまた活用されるようなことにもなると思いますので、その点どう考えているのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（榑川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 跡地の活用についてはまだ決定がなされておられませんので、設備の解体についても、特にその予定はございません。一応そのまま残すということになります。

以上です。

○議長（榑川 正男君） いいですか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） そのままではいいんですけれども、一応契約だけは外しておくようなこともしないんですか。

○議長（榑川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 現在、消防団等が訓練でも使用しておるといふようなことも聞いておりますので、契約も継続をすることを考えております。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は可決することに決しました。

お諮りします。もうすぐ12時になりますけれども、このままあとわずかですけれども、続けるかここで休憩するかをちょっと。（「続行」と呼ぶ者あり）続行でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、続けさせていただきます。

日程第17. 議案第31号

○議長（榑川 正男君） 日程第17、議案第31号うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 市民協働推進課の瀧内でございます。

議案書30ページをお開きください。

新旧対照表につきましては22ページとなります。

議案の朗読につきましては省略をさせていただきます。

提案理由の説明をいたします。

各行政区が設置をしております公民館等について、新築、増築、あるいは改修、修繕を行う場合において、バリアフリー化の定義を加え、補助の対象とするものでございます。

行政区公民館は、市民の方が集会や地域活動のために活用をしている施設であります。その維持管理については、当該行政区が行っております。ただし、地域にとって豊かな地域社会とまちづくり推進を図るため重要な施設であるため、新築等を行う場合、補助金を交付しております。現在、市では、我が事丸ごとの地域づくり推進事業や地域包括ケアシステムづくりにおいて、地域での福祉活動の推進を図っているところでございますし、防災対策面からも、行政区公民館を一時的な避難所として利用することを検討しております。

その点から、福祉に配慮した施設改善を推進していくべきと考え、各行政区に調査を行いました結果、40件の改修希望があることがわかりました。

以上のことから、手すり設置、スロープ施設段差解消等、バリアフリー化工事に対して、工事費が5万円を超えるものについて4割以内で補助をしようとするものでございます。

なお、第2条第3号及び第5条第2項の改正につきましては、文言の整理を行っているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 趣旨は理解できました。この議案について異論はありません。ただ、バリアフリー化ということでやって、今これだけお年寄りが高齢化しています。それで、私どももそうです。どこを見てもお年寄りが足腰が、バリアフリーはもう当然それです。ところが、昔ながらの椅子、高台でないとどうしようもないんですね。ですから、この条例は新築等の条例ですから無理だと思うんですけど、それを助成する制度というのは、何らか考えていますか。それしてやらないと、いよいよお年寄りが足を投げ出して、だから集まりたくてもそれがあるから来ないと。そこまでバリアフリーというのは当然ですけども、その辺の措置をやっぱりすべきだと思いますが、いかがでございませうか。

○議長（榎川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 各地区の行政区公民館で使用します、いわゆる備品。その中でも福祉備品ということで御指摘をいただいたと思っております。

基本的に行政区公民館については、それぞれの行政区で運営をするというのが原則でございます。一部、宝くじの助成事業を使いまして、そういった公民館の備品についても助成をする制度がございませうが、全体的に行き渡るような制度ではございませう。現在のところでは、各行政区のほうでカバーしていただきたいというふうを考えております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） あと、要綱を開かなくちゃ名称がわかりませんが、各自治協議会を今それぞれ地域の自立として頑張っているいろんな活動をやろうとする状況に入ってきておるように認識をしております。

それで、その点については補助金等が、個性あるまちづくり事業なりいろんなものがメニューとしてありますよね、コミュニティーの関係も。ただ、そういうメニューは、もう順番待ちとかそういうことでどうしようもない現実なんですよ。ところが、現実が私が申し上げたとおり共通した認識だと思えますよね。だから、自分たちでしなさいという大原則になると思うんですけど、果たしてそういうことでいいのかどうか、その辺ですよ。うきは市はお金がありませんからありませんからというのは、もう皆さん認識していただいているから我慢もするでしょうけど、どこに今着目をして、有効に生かしてお年寄りあたりがいろんな福祉事業、お年寄りが集まるということに支援してやるということが生きた金だと思えますよね。しかし、原則ありませんからという誰もそれは我慢してしない、だから人も集まらない、常会もやらない、そういう悪循環になっていく根源の一つだと思いますので、今ここで回答を得ることは無理でしょうけれども、市長、ひとつお考えいただけませんか。やっぱりその辺の現実が現実として目を向けていかないといかんというふうに思いますので、これも私の提案といたしておきます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま提案させていただいているのは、施設整備についての条例改正であります。158あります行政区についての施設整備であります。議員の御指摘は、椅子等の物品でいきますと、まさに運営経費であろうかと思えますので、11あります自治協議会、こちらともしっかりまた議論をして、また検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 先ほどの説明の中で40件ほど要望があるというふうに言われておりますけれども、具体的に申請用紙とかというのか出てくるんだらうと思えますけれども、その実現というのは、具体的に何か計画が、今年度予算で新たに条例をつくってからの関係だと思えますので、その辺のところ一遍に40件もきちんと精査してやっつけていけるのかどうかというところが1点目。どういうふうに進めるのかというところが1点目。

それから、金額が5万円ということに、上限が5万円を超えるものであるということになっていきますけれども、ごめんなさい、私は十分わかんないですが、バリアフリー化をした場合にどのくらいのコストがかかってくるのか。40件のうちの1件でもいいんですけども、例えばこのくらいかかるよというのがわかれば御説明いただければと思います。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 2点について御質問をいただきました。

進め方でございますけれども、行政区公民館の改修工事については毎年度予算化をしております。今回、条例改正ができましたならば、そういったバリアフリー化についても受け付けをしていくということでございますが、その予算につきましては、前年度の10月に各地区から要望を聞き取りまして、その要望に沿って当初予算で予算措置をしているところでございます。

今回、40カ所ほどの潜在的な要望があるようですから、そういった要望について、再度、時期的な要望調査をした上で予算化なりを今後していきたいというふうに思っております。

それから、金額についてでございますけれども、5万円ということで設定をさせていただいております。手すり1カ所設置でおおむね四、五万ということで聞いております。もちろん、スロープ等によってもその幅と長さによってまた違ってくると思いますが、5万円の基準で、それ以下につきましては、いわゆる少額ということで地元のほうにお願いしたいということで考えているところでございます。

○議長（榑川 正男君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は可決することに決しました。

日程第18、議案第32号

○議長（榑川 正男君） 日程第18、議案第32号うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課の田籠でございます。

議案書の32ページをお願いいたします。

32ページ、議案第32号のうきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

33ページをお願いいたします。

うきは市産業立地促進条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「新設する」を「設置する」に改める。

第6条第1項第3号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改める。

事前にお配りさせていただいておりました新旧対照表により説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表は23ページになります。

まず、今回の条例改正でございますけど、その主なものにつきましては、条例内にあります法律の改正によるものでございます。

新旧対照表に沿って説明をさせていただきますが、まず、第2条の用語の定義でございます。

第2条第4項の新設についての定義がございますが、現行は「市内に事業所を有しない者が新たに事業所を新設する」としておりました、新しい意味が、「新たに」と「新設」ということで、重複した表現になっておりましたので、今回「新たに事業所を設置する」と文言の整理をさせていただくものでございます。

続きまして第6条でございます。

第1項第3号の法律の題名が改正されたことによる改正になります。現行は、農村地域工業等導入促進法、通称農工法と言われておりますが、昨年6月に法律名が改正となり、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律となっておりますので、改正を行うものでございます。あわせて、関連して、文言についての改正を行っております。

法律につきましても主な改正点でございますけど、改正前では、この法律を使って工業団地等の造成を行った場合に、進出してくる企業の業種が5つに限定をされておりました。今回の法律の改正によりまして、業種の限定がなくなりまして、全業種が対象となるような改正となっております。

以上でうきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせてい

ただきます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） まさに確認なんですけど、これ多分、三春工業団地がこれに相当するんだろうと思います。確かに、前は製造業だったですかね、いわゆるそういった業種しかできないということだったんですけど、例えていうと、今回からは例えば物流業であっても進出が可能になったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 御質問の三春工業団地につきましては、法の改正前の通称農工法のほうで造成されておりますので、三春工業団地につきましては5つの業種に限られたものになっております。今度新たにこの法律を使いまして工業団地を造成する場合につきましては、そういう業種の限定がなくなるような法の改正でございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第33号

○議長（榎川 正男君） 日程第19、議案第33号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の議案書の34ページ、議案の朗読の省略で、内容について御説明申し上げます。

新旧対照表が24ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険税条例の改正でございますが、改正の理由について申し上げます。

国保制度の改正の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の成立に伴い、うきは市国民健康保険税の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

国保制度改正により、市町村国保の負担の公平化と財政運営の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年5月29日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が交付され、平成30年度から、都道府県単位で国保運営を担うことになっております。

都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等中心的な役割を担うことになり、市町村は、引き続き資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収、保険事業を実施してまいります。新たな制度では、福岡県は市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は、福岡県が決定いたします国民健康保険事業納付金を納付するため、保険税の賦課徴収を行うこととなります。

このことにより、国民健康保険事業納付金の徴収及び納付義務が福岡県となっております。県の国民健康保険に関する特別会計が負担いたしますその費用に充てる納付金を、市町村が徴収することになるため改正をするものでございます。

改正の、新旧対照表の中で、項目1、項目2、項目3、それぞれのところに「県の国民健康保険に関する特別会計」という文言がございます。ここが納付金の納付義務、徴収及び納付義務がございます。これを福岡県が担うことによりまして、市町村のほうはその納付金を賄うために市町村が保険税を徴収するというふうになりましたので、改正条文となっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は可決することに決しました。

日程第20. 議案第34号

○議長（榎川 正男君） 日程第20、議案第34号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議案第34号につきまして、新旧対照表26ページをお開きいただきたいと思います。

26ページ、うきは市国民健康保険条例新旧対照表。先ほど御説明申しました条例改正と同様の理由で改正の理由につきましては、国保制度改正の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の成立に伴い、うきは市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、国民健康保険制度の改正により、国民健康保険施行令第3条が改正され、福岡県に国民健康保険運営協議会が設置されることになりました。これに伴い、市の運営協議会は、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正するものでございます。改正後の内容につきまして、協議会の審議等については従来と変更はございません。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1つだけ伺います。今、運営協議会の要綱があると思いますけれども、その改正も同時に4月1日付で行うということ、確認します。

○議長（榎川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 国民健康保険の協議会につきましては、規則で制定をしており

ます。これにつきましても、3月末日で規則の改正を行う予定にしております。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は可決することに決しました。

日程第21. 議案第35号

○議長（榎川 正男君） 日程第21、議案第35号うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議案第35号につきまして、新旧対照表の27ページをお開きいただきたいと思っております。

この改正につきまして、国保制度改正、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の成立に伴いまして、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきまして、先に御説明申し上げたいことが、今回の改正は、住所地特例ということについての改正でございます。住所地特例は、高齢者や障害者が住所地以外の市町村の介護施設等に入る場合、それまで住んでいた市区町村が引き続き保険者として費用負担するという社会保険制度の特例措置でございます。

現在、各市町村の市町村国保間及び後期高齢者医療広域連合の間では、この特例を引き継い

であります。市町村が変わっても、従来の、従前の市町村国保が費用を負担しております。ところが、国保と後期高齢の制度の間では、この住所地特例が引き継ぎをされておられません。このため、今回の改正として、後期高齢者医療保険に関する法律の一部改正となり、市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療保険制度に加入した場合、75歳到達で後期高齢者医療保険制度に加入いたしますが、当該住所地特例の適用を引き続き、従前の住所地の連合会の被保険者となるのに伴い、条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと申しわけないんですけど、今気づいたんですけど、もう可決成立しておりますから、字句の訂正でよろしければ御検討いただきたいんですけど、前の国民健康保険条例の一部を改正する条例で、新旧対照表26ページを見まして、目次がうきは市の条例でありながら市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会、これはうきは市の運営協議会でいいはずなんですよ。下のほうの第2章も「市町村の」と、これは法律ならこれでいいでしょうけど、うきは市の条例に「市町村の」という文言を、これは主体性がなくなってしもうちよるやないですか。法律ならこれでいいですよ。条例で「市町村の」ち、うきは市の条例に「市町村の」という規定はおかしいと思いますが、御検討ください。これは準則に沿ったまま来ておるのかどうか知りませんが。

以上です。法制上どうですか、これは。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 先ほどの条文についての捕足説明ということで、御指摘のところにつきましては、市町村の国民健康保険ということで、「うきは市の国民健康保険事業」となるべきではないかという御指摘でございます。

厚生労働省から条文の改定の凡例が送られてきたときに、私もそこについてはそうあるべきではないかという疑念は抱きましたが、ここにつきましては、「市町村の国民健康保険事業」というこの単位、この名称で条文の策定というふうになっております。これに基づきまして、この条文の改正にしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） やっぱおかしいですよ、これは。もう市の条例になるんですから、うきは市が市町村云々ということ自体が法制上おかしいと思いますから、これで正解かどうかを確認して、議長のお許しをいただいて、それがそうであったというときには議員の賛同を

得て変えるということで措置をいただけませんか。

○議長（榎川 正男君） 一応先ほど採決はいたしましたので（発言する者あり）最後にですね、はい、わかりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は可決することに決しました。

日程第22. 予算特別委員会の設置について

○議長（榎川 正男君） 日程第22、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成30年度うきは市一般会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

予算特別委員会の委員長に、14番、藤田光彦議員、副委員長に、12番、高山敏枝議員を指

名して決定いたします。

日程第23. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第23、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第7号平成30年度うきは市一般会計予算を、予算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号平成30年度うきは市一般会計補正予算を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第24. 請願・陳情の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第24、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりです。会議規則第86条の規定によって、所管の委員会に付託をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あした3月3日から3月4日までは休会とし、3月5日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時30分散会
